

「生物多様性のための 30by30 アライアンス」 ロゴマーク使用規程

1. 趣旨

この規程は、生物多様性のための 30by30 アライアンスのロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定め、もって 30by30 目標の普及啓発等に寄与することを目的とする。

2. 管理事務

ロゴマークの権利は環境省が保有し、管理事務は 30by30 アライアンス事務局（以下「事務局」という。）が行う。事務局は、環境省自然環境局自然環境計画課に置く。

3. 使用について

事務局は、次の場合に、ロゴマークの使用を認める。

ア. 日本国の機関、自治体、独立行政法人、事務局が使用する場合。

イ. 上記アを除く 30by30 アライアンスに登録した参加団体及び参加者が上記 1. の趣旨に沿った活動においてロゴマークを配布又は何らかの対価を伴わないで使用する目的で、使用の 10 日前（※行政機関の休日を除く。）までに別添様式 2-1「ロゴマーク使用承認申請（変更届出）書」を申請し、事務局にて審査を行った上で、承認を受けた場合。ただし、申請内容等に変更がある場合は、速やかに変更の届出をするものとする。

なお、名刺や Web サイトにおいて、30by30 アライアンスに参加している旨を表示するためにロゴマークを使用する場合（個別具体の製品や行事等と関連させる場合を除く。）には、申請は不要とする。

ウ. 上記アを除く 30by30 アライアンスに登録した参加団体及び参加者が上記 1. の趣旨に沿った活動においてロゴマークを有償販売する物品等への表示する等対価を伴って使用する目的で、使用の 30 日前（※行政機関の休日を除く。）までに別添様式 2-2「ロゴマーク【有償】使用（変更）承認申請書」を申請し、事務局にて審査を行った上で、承認を受けた場合。ただし、申請内容等に変更がある場合は、速やかに新たに変更の申請を行い、承認を受けるものとする。

なお、承認に当たっては、使用方法等について申請者に一部変更を求める調整が発生する可能性があることに留意する。また、ロゴマークの使用に当たっては、上記 1. 趣旨に沿った使用状況であるかを把握するため、使用開始から 1 ヶ月以内に使用方法等（成果物の現物の写真又はコピー等を想定。書式は問わない。）を事務局あてに報告するものとする。

エ. テレビ若しくはインターネットの番組又は新聞若しくは雑誌の紙面等の制作者が、30by30 に関する報道、発信等の目的で、使用の 10 日前（※行政機関の休日を除く。）までに別添様式 2-1「ロゴマーク使用承認申請（変更届出）書」を事務局あてに提出し、承認を受けた場合。ただし、即時性が求められるテレビ、新聞等の報道機関等が 30by30 に関する報道を目的として使用する場合はこの限りではない。

※行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）

4. 使用期間

ロゴマークの使用期間は、上記3. イにおいて申請が承認された日から「生物多様性のための30by30アライアンス」に加盟している期間までとする。上記3. ウにおいて有償の場合で申請が承認された場合は、使用期間満了日までとする。上記3. エにおいては使用期間満了日を定めない。

5. 禁止事項

ロゴマークについて、次の事項に該当する使用を禁止する。

- (1)生物多様性のための30by30アライアンスのコンセプト、仕様等（ロゴマーク使用規程、30by30ロゴマークマニュアル等）に反する場合。
- (2)生物多様性のための30by30アライアンスの目的等と著しく乖離し、又はその品位が損なわれるおそれがある場合。
- (3)法令や公序良俗に反する使用、又はそのおそれがある場合。
- (4)特定の団体や個人等を誹謗中傷する場合。
- (5)使用者がロゴマークの使用、又はそれらを伴う物品、印刷物及びサービス等の提供により不当な利益等を受ける場合。
- (6)募金活動と結びつけて使用する場合。ただし、30by30アライアンスに登録した参加団体及び参加者で30by30の趣旨に沿った活動においてロゴマーク使用の承認申請が承認された場合等はこの限りでなく、3. ウと同様の扱いとする。
- (7)提供する商品やサービスの品質を担保、又は証明するものとして使用する場合。
- (8)承認申請書や申請書に虚偽の情報を含む場合。
- (9)使用者が実体の無い団体の場合。
- (10)反社会的勢力、又はそれに類する団体、企業、又は個人に関わりがある者が使用する場合。
- (11)その他、本規程の定めに適合しない場合。

6. ロゴマークを使用する者の責務等

ロゴマークを使用する者は、信義に従い、誠実に本規程を履行しなければならない。なお、事務局は、ロゴマークの使用に伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

7. ロゴマークの使用改善・禁止の要求

ロゴマークを使用する者が、5. 禁止事項に定める事項に抵触している場合には、事務局は当該使用者に対し、使用の改善を求めることができる。使用改善の要求に従わない場合には、事務局は当該使用者に対する使用の禁止を求めることができる。なお、事務局はこの要求に伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

8. その他

本規程に定めるものの他、必要な事項は事務局が別に定める。

附則

本規程は、令和5年6月1日より施行する。